

《発表記者会：山形県政記者クラブ》

令和7年1月22日

国土交通省東北運輸局 山形運輸支局

## 酒田交通圏で自家用車活用事業を許可しました

～ 県内で二例目の「日本版ライドシェア」～

この度、東北運輸局山形運輸支局は、酒田交通圏におけるタクシー不足を補うため、タクシー事業者から申請のあった自家用自動車有償運送(自家用車活用事業)について、下記のとおり許可しました。山形県内での許可は尾花沢市に続いて二例目となります。今後、安全・安心を確保しつつ、タクシー不足の解消や交通の利便性向上が図られることが期待されます。

### ○自家用車活用事業とは

自家用車活用事業は「日本版ライドシェア」とも呼ばれており、地域交通の担い手や移動の足の確保といった課題に対応するため、タクシー事業者の管理の下で地域の自家用車や一般ドライバーを活用して、有償で運送サービスを提供することを可能とする制度です。

### ○許可事業者（酒田交通圏を許可地域とする自家用車活用事業）

許可日	事業者名	営業所名	使用車両数
R7.1.22	港タクシー（株）	本社	2台

### ○許可地域及び実施時間帯

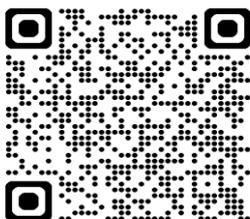
- 許可地域 酒田交通圏（酒田市、飽海郡遊佐町）
- 実施時間帯 金曜日 16時台～翌5時台、土曜日 16時台～翌5時台

○サービス開始時期等の詳細に関しては、タクシー事業者にお問い合わせください。

○東北管内で許可した事業者の一覧は、随時、ホームページで公表していますので以下のリンクをご覧ください。

- 許可事業者一覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/tohoku/jk/jk-sub95.html>（東北運輸局 HP）  
（下記QRコードからもご覧いただけます）

東北運輸局 HP



&lt;問い合わせ先&gt;

○山形運輸支局輸送監査部門 担当 角張・本間

TEL：023-686-4711

（音声ガイダンス3）